

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2016年8月27日実施)

試験科目：法律科目試験 (刑法)

配点：100点

以下の問題文を読み、具体的事実を摘示しながら、XとYの罪責を論じなさい。

1. X (35歳) は、勤務していた広告会社を退職し、独立して会社を立ち上げたが、思うように顧客を集めることができず、退職金も底をつき、資金繰りに窮するようになった。Xは、広告会社の元部下A女(28歳)と、会社在职中から深い関係を有していた。Xが、会社を退職してからも、Aの自宅を1週間に少なくとも1度は訪れていた。
2. Xは、A宅ですごしている際、Aから何とか資金を融通してもらおうとして、「取引先からの入金が遅れて困っている。今月の25日には入金するといっているから、50万円都合してくれないだろうか。25日に返せると思う。」と嘘の取引の話をしてAを信用させて、Aに借金を申し込んだ。ただ、この時点で、Xには50万円を返済する能力も意思もなかった。
3. Aは、Xとは長い付き合いなので、仕方がないと思い、「銀行の口座には100万円ほど預金があるから、50万なら何とかしてあげられるけれど。明日は忙しくて、銀行に行く時間がないわ。」と答えた。Xは「それなら、キャッシュカードを貸して暗証番号を教えてください、自分で下ろすので、それでもいいか。」と答えたところ、Aは、25日に返済してくれることを条件に、Xにキャッシュカードを手渡し、暗証番号を教えた。
4. 翌日、Xは、A宅で、A名義のクレジットカードが保管されていたことを思い出し、おそらく、同じ暗証番号で利用できるだろうと推測して、合鍵でA宅に侵入し、クレジットカードを持ち出した。
5. その後、Xは、Aのキャッシュカードを銀行のATMに挿入して、50万円を自己名義の預金口座に振り替える手続をとった。さらに、Xは、家電量販店で、A名義のクレジットカードを利用してノートパソコンを購入した。
6. Xは、会社に戻ると、事務員のYに、「このパソコンを購入したが、よく考えれば不要なので、買い取り業者のところに持ち込んで換金してくれ。」と頼んだ。Yは、会社の資金繰りが苦しいことは知っていて不審に思った。Xが見たこともないクレジットカードを机の引き出しに入れるのを盗み見たことから、不正に得たクレジットカードでノートパソコンを得たのかもしれないが会社のためなら仕方がないかと自分の胸のうちにとどめ、Xの指示の通り、買い取り業者に売却して換金した。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2016年8月27日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章（フィクション）を読み、設問に答えなさい。

現在、わが国ではヘイト・スピーチ(*)を法律によって規制することについて、議論が行われている。

ヘイト・スピーチに、名誉毀損罪（刑法230条）や侮辱罪（刑法231条）を適用する可能性に関しては、表現の対象が、人種、民族などの不特定多数の者であって、特定の個人を対象にしていなかったため、名誉毀損罪や侮辱罪は適用できないとされ、ヘイト・スピーチ自体の規制のあり方が問われてきた。

そこで、世界の状況について目を向けると、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）（1969年発効）4条が人種にもとづく差別の煽動を禁止し、処罰することを義務づけている。しかし、わが国は、1995年に同条約に加入するに際して、その4条(a)および(b)について留保を付し、「日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する」とした。

その後、国際連合の人種差別撤廃委員会が、2014年にこの留保を撤回することをわが国に奨励したこと、同時に人種差別撤廃条約4条を実施するために刑法等の法律改正を勧告したことなどの状況から、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」が国会で審議され、可決された。その法律の重要な条文は以下のものであった。

「…専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義した(同2条)。そして、同法は、そのような言動の解消を喫緊の課題と位置づけ、解消に向けた取り組みにつき基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている(同1条)。

この条文について、かねてよりヘイト・スピーチの被害を被ってきた人々が結成した「ヘイト・スピーチの絶対禁止を求める会」は、この法律は差別的言動を定義づけ、国の責務を明確にし、基本的施策を定める等しているが、そのような言動を明確に禁止し、それに違反した場合に科すべき罰則規定が設けられていない以上、ヘイト・スピーチを抑制する実効性が全くないとして、次のような内容の、同法の改正を求める決議を行った。すなわち、人種差別撤廃条約4条(a)～(c)の文言をそのまま生かして、国内法である「外国人およびその子孫に対する差別的言動の解消に関する法律」の条文として制定すること、かつ、その実効性を担保するために、同法に罰則規定を設けること、である。そして同会はこの改正を、あらゆる場面で訴えていくこととした。

設問 ヘイト・スピーチ規制を実効的に行うために、人種差別撤廃条約4条(a)から(c)の文言をそのまま生かして国内法の規定を設け、かつ、これら禁止に違反した場合に適用する罰則規定を設ける、という主張について、憲法上の論点を指摘し論じなさい。

(*)ヘイト・スピーチ：差別的憎悪言論。特定の民族や人種などに属する人々の集団を差別・侮辱し憎悪する言論活動のことをいう。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2016年8月27日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

X社は、指名委員会等設置会社で、3月末日を決算日とし、発行済株式総数が3億8千万株、その発行する普通株式を東京証券取引所に上場している会社で、主として自動車を製造する会社である。2016年3月末現在、X株式会社の取締役は6人（A、B、C、D、E、F）、執行役は12人（A、B、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P）（A、B、G以外の執行役を「Hら」と総称する）で、うち2人（A、B）は、取締役と執行役を兼ね、Aは取締役兼代表執行役（CEO）、Bは取締役兼専務執行役（CFO：最高財務責任者）であった。なお、C、D、E、F（以下「Cら」と総称する）は、いずれも2010年6月の株主総会で、会社法2条15号に定める社外取締役に就任し、就任時に、X社と会社法423条1項の責任について、これらの者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約をX社と締結している。

2015年12月に、Z環境団体が、X社の製造するV車の排出ガスが、道路運送事業法および道路運送車両法の保安基準に適合しないことを指摘した。Aは、この指摘を受け、X社の内部調査を実施し、2016年2月には、Z環境団体の指摘どおり、V車を含めた9車種（全販売車種23車種中）に、排出ガスの浄化装置等に不適切な操作が行われているとの報告を受けた。そこで、Aは、2016年3月4日、国土交通省にその事実を報告するとともにマスコミを通じて公表し、さらに、これら9車種の生産および販売を停止することを指示した。なお、これら9車種は、いずれもX社のS国内工場で製造され、S工場の生産は、3月4日以降完全に停止している。

その後の調査により、この不正は2008年10月頃から行われていたことが判明し、不適切な操作が行われ、販売された台数は、合計96万台に及ぶことが明らかになった。なお、2008年10月当時、Aは、不適切な操作を行った部門を統括する研究・開発担当専務執行役で、その後、2011年6月の株主総会で取締役兼代表執行役に就任した。また、2008年10月当時、Bは、西日本営業統括担当の常務執行役で、2012年6月の株主総会で取締役兼専務執行役に就任した。Gは、Aの後を受け、2011年6月の株主総会後に、研究・開発担当専務執行役に就任した。なお、Hらは、2008年10月頃以降、不適切な操作を行った部門および関連する部門とは、直接関係を持っていなかった。

X社は、2016年5月9日、2016年3月期の決算内容、および今回の不適切な操作による損失額（顧客への補償、売上げ減少に伴う損失など）はおよそ3,000億円に及ぶことを公表した。

【設問】

S工場の取引先（部品供給会社）であるT社は、X社の生産停止によって被った損失について、A、B、Cら、GおよびHらに対し、それぞれ、会社法によって、どのような責任を追及できるのか、説明しなさい。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2016年8月27日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。

Ⅰ 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

Aは、甲土地の所有者Bから甲土地を購入し、1994年3月31日に甲土地の引き渡しを受けたが、所有権移転登記手続きをしていない。Aは、その日より甲土地の占有を開始し、現在（2016年1月1日）まで占有を継続している。

Cは、2002年10月8日、甲土地をBから相続し、2003年1月13日、その旨の登記をした。

Dは、2004年4月19日、甲土地をCから買い受け、同日、その旨の登記をした。

Aは、これらの事実を知らないまま土地の占有を継続し、C・D間の売買が行われた当時においても、甲土地を所有すると信ずるにつき善意無過失であった。

以下の設問(1)～(4)に答えなさい。

(1) 2004年4月18日の時点で、Aは、Cに対して、自己が売買によって甲土地の所有権を取得したと主張することができるか、について論じなさい。

(2) 2004年4月18日の時点で、Aは、Cに対して、時効取得によって自己が甲土地の所有権を取得したと主張することができるか、について論じなさい。

(3) 2016年1月1日の時点で、Aは、Dに対して、自己が売買によって甲土地の所有権を取得したと主張することができるか、について論じなさい。

(4) 2016年1月1日の時点で、Aは、Dに対して、時効取得によって甲土地の所有権を取得したと主張することができるか、について論じなさい。

2017年度南山大学大学院法務研究科法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2016年8月27日実施)

試験科目：法律科目試験 (民法)

配点：200点

II 以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

Xは、自己名義の土地と建物(本件不動産)を所有していた。また、Z保険会社(以下Zとする)との間で、Xを保険契約者兼被保険者、保険金額3000万円、保険期間15年、夫Aを保険受取人とする生命保険契約を締結していた。なお、この契約の約款には、保険契約者は契約者貸付けとして解約返戻金の9割の範囲内でZから貸付けを受けることができ、保険金または解約返戻金の支払いの際に貸付けの元利金が差し引かれることが定められていた。Aは会社を営んでいたが、会社の経営が悪化し、その債権者Yに対する債務の返済を迫られていた。そこで焦ったAは、債務の弁済のために、本件不動産の登記済証やXの実印等を持ち出し、勝手にXの代理人として本件不動産をYに売却する契約を締結し、登記を移転した。Yも、AはXの夫であるからこの代理権を有することを疑っていなかった。しかし、この売却代金だけでは債務に満たなかったため、Aは、Xの虚偽の委任状、保険証券、届出印鑑等を持参し、Xの代理人であると称して、契約者貸付制度に基づき2000万円の貸付けを受け、これをYに対する債務の返済に充てた。その際、Zの担当者は、これら書類および印鑑を確認してAがXの代理権を有することを信じて貸付けを行った。その後、この事実を知ったXはAと離婚した。

以下の設問(1)および(2)に答えなさい(各設問は独立している)。

- (1) XはYに対して、本件不動産の売買契約が無効であるとして、抹消登記手続きを求めているが、認められるか、について論じなさい。
- (2) XはZに対して貸付けを否認する書面を送った。その後、保険の満期が到来し、Zは、満期保険金と貸付けの元利金を相殺して、その残額を支払った。Xは、Zに対して、Aの行った借入れは無効であるとして、保険金全額の支払いを求めているが、認められるか、について論じなさい。